

令和3年度 第2回箱根町文化財保護委員会会議 議事録

日 時：令和4年3月22日（火曜日） 午後1時30分～午後3時30分

場 所：郷土資料館学習室

出席者：【文化財保護委員】田中徳久委員長、柘植英満副委員長、鈴木太源委員、
山崎鯛介委員、北野忠委員

【事務局】高木生涯学習課長、鈴木郷土資料館長、梶塚文化財係長、文化
財係高橋・大関・菊田

1 開会及びあいさつ

文化財係長から配付資料の確認及び開会が宣言された後、生涯学習課長からあいさつが述べられた。

司会進行を委員長に交代し、以下の議題について報告及び質疑が行われた。

2 議題1「令和3年度下半期（9～3月）文化財関係事業の実施状況について」

事務局から配付資料にもとづき説明した後、各委員から以下の質疑等があった。

（1）箱根町内近代化遺産の調査状況について

《委員》資料のリストには奈良屋旅館をはじめ既に建物が現存していないものが多く含まれている。これらについては結果的に外さなければならぬと思うが、どのように考えているか。

《事務局》資料はあくまで調査記録であるため、特記事項に「現存せず」と記した上で記載している。本調査は元々神奈川県が行った近代洋風建築調査（昭和57-60年）及び近代和風建築調査（平成9-11年）を出発点に、これを引き継いで進めているものである。県内の近代建築の悉皆調査の中で箱根の建造物の調査も行われたが、詳細調査及び報告書に掲載された建物は一部に留まったため、町では平成12年から悉皆調査を継続してきた。なお、本調査では個人住宅については所有者が住居するなどの問題もあり、後回しする形で調査を継続している。

《委員》仙石原にあった町の旧仙石原支所など、取り壊された建物もいくつかあるが、リスト上省略することや明記するなどの対応は、必要ではないか。

《事務局》現段階では調査記録という性格のものであり、現存しない建物についても、リストの右側に「現存せず」と表記して含めている。将来的に報告書等にまとめるにあたり、その形式は未定ではあるが、そのまま掲載するものではない。現存しない建物についても、未調査のまま取り壊された建物や、調査後に取り壊された建物もあり、検討が必要である。

《委員》奈良屋旅館の場合はどうか。

《事務局》調査したけど取り壊されたケースである。現存しない建物については、どこまで残すかを整理する必要がある。

《委員長》奈良屋旅館は国登録の建造物であった。登録されず取り壊された建物もあるが、個人所有など対象となる建造物が様々な形態であるという点は調査において難しい問題である。本資料ではやったかやらないかという部分を説明するためのリストであると認識している。

《委員》補足となるが、現存しない建物の扱いについて今後どうするかは、文化財保存活用地域計画の作成とも関連していく。この計画は自治体ごとに文化財のあり方の基本計画について定めるものであるが、正直よく分からない部分もあり、他の自治体においても作成がうまくいっていない。町でも同計画を作成するために、これまで実施した諸調査を見直し、整理する必要がある。資料2の調査についても、建物がなくなったことを記録することが重要である。

これまでの調査成果をマッピングし、町としてどの地域にどのような文化財のかたまりがあるかを把握できれば、長期計画を立てる指針のひとつとなる。まずは建造物から手掛けようかということで、調査結果をまとめている。今後は調査対象や項目を増やすなど、地域計画作成にあたり足りないものを補充する、その素材のひとつとして始めたものである。

《委員長》資料2について、湯本地区の調査済み建造物を示す表記と文化財指定を示す表記の列が、他の地域のものとは異なっており、誤りかと思われる。

《事務局》誤りである。修正をお願いしたい。

《委員長》資料の表については見せ方などを考慮すると良い。調査については長い期間の中、取り壊しなどで失われる建物もあるため、掲載するかどうかは難しい部分であると思われる。

(2) 仙石原湿原モニタリング調査及び仙石原湿原保全計画について

《委員》 植生調査のほか、鳥類や小動物などの観察といった植生調査以外の項目も見られる。植生以外の調査については今年度されているのか。また予定があるのか聞きたい。

《事務局》 モニタリング調査は4月から12月の月に1度、湿原を巡回しながら植物などを観察する調査であると聞いている。調査ルート上で発見できれば、植物以外の生物等も記録されると思われる。

《委員》 自分が昆虫の専門である点もあり、湿原に固有の昆虫について関心がある。そうした固有の昆虫や、レッドデータ等の過去の記録にありながら、現在生息していないなどの調査はなされていないのか。

《事務局》 天然記念物の指定地を含めた仙石原湿原エリア全体を対象として、環境省を中心に保全計画を立てており、その中で昆虫調査についても行われている。現在報告書の作成が進んでおり、その中に盛り込まれる予定ではないか。

《委員》 調査が行われていれば問題はない。

《事務局》 添付した資料のモニタリング調査は箱根湿生花園が中心となり、湿原ボランティアや環境省のパークボランティアなどがチームを組んで実施されているものであり、指定地を含む湿原全体を調査範囲としている。このうち7月13日の調査は、6月に実施した指定地内の草刈り後の植生調査を目的としたものであり、ノハナショウブの開花状況の把握を中心に行われた。同調査の報告書の提出を受け、今回の会議資料として添付したものである。

補足となるが、仙石原湿原の保全計画については、平成12年に計画書が作成され、山焼きを主体に行う一方、モニタリング調査を並行して実施することが決まった。その後、10年程度をスパンとして実施の取りまとめと新たな計画作成が進められ、現在は第2期の取りまとめと第3期の計画作成が並行して行われている状況である。そうした経緯から、モニタリング調査は一環として行われているものであり、報告書にも結果が盛り込まれるものと思われる。なお、計画の遂行は環境省と県、町が分担して行われており、町も生涯学習課だけでなく、複数の課が担当している。

《委員》昆虫については立ち入って採集しなければならないが、他の分野からすると好まれない部分も生じてしまう。ただ、調査自体は必要なものである。

《事務局》専門的な内容のため詳細を申し上げられないが、第2期の報告の中で昆虫の調査方法についても整理されて報告されるはずである。

《委員長》保全計画については各分野の専門家が参加し、調査方法等についてもチェックが行われている。しかし、予算的に限られており、大規模の調査はできていないかと思われる。

《事務局》これまでは、調査グループのリーダーに専門の人物が付き、参加するボランティアを指導しながら調査を行っていた。しかし、徐々に専門家がいなくなり、残されたボランティアのみでは継続が困難な部分も生じていると聞いている。そのため、月ごとの調査など定例的なものは、比較的専門性が少なくても調査が進められるよう整理し、費用的もかかる、外部の専門家を含めた調査は数年に一度というような、そういった計画になるのではないか。

(3) 早雲寺林（県指定天然記念物）及びのヒメハルゼミ並びに棲息地（町指定天然記念物）の現状変更について

《委員長》現状変更により伐採されたもののうち、ナラ枯れを原因とする樹木は含まれているのか。

《事務局》ナラ枯れを原因とする樹木は含まれていない。他に起因する枯損木と危険木である。

《委員長》報告資料には一部に「カシ」とのみ記載されているが、樹木の種類についてきちんと明記しておいた方が親切である。なお、「カシ」というのは総称であり、分類上種類を特定できない。

《事務局》樹種の把握ができておらず、申し訳ない。現状変更のあった6本のうち、道路側に面したものは剪定となり、実際に伐採したものは3本である。

《委員》カシもナラ枯れの被害が多く、このケースもナラ枯れではないかと思う。大平台の周辺でもナラ枯れの被害が多く見られる。

《事務局》所有者である早雲寺に確認したところ、ナラ枯れがないとの回答があった。また、現地で確認してもナラ枯れの特徴を見出すことができなかった。そのため、ナラ枯れでないかと認識している。

《委員》ナラ枯れは古木から被害を受けるケースが多く、早雲寺林なども被害を受ければ、林全体に広がる懸念がある。

《事務局》県においても天然記念物のナラ枯れが増加しているため、教育委員会にも報告するよう体制がとられている。

《事務局》具体的には文化財を所管する県文化遺産課にも報告するようになっており、周辺の影響についても同様の報告が求められている。

《事務局》ナラ枯れ被害を受けた場合、薬剤散布か伐採措置がとられることと思うが、周辺への被害がどこまで及ぶのか不明な点も多い。県や町でも助成制度が整備されており、町でも資材や薬剤の提供が行われていると聞いている。

3 議題2「令和4年度文化財関係事業計画（概要）について」

事務局から配付資料にもとづき説明した後、各委員から以下の質疑等があった。

(1) 天然記念物を含む町指定文化財の新指定等について

《委員》天然記念物について、既に指定されているもの以外にも、歴史のある名木や巨木など、新指定の予定や確認調査は行われているか。特に樹木に関しては、町指定となっているものがなく、新たに指定しようとする動きも見受けられない。

また、箱根にしかない昆虫や珍しい昆虫なども記念物として調査を検討しないのか。例えばミヤマクワガタは周辺では珍しい昆虫となっているが、仙石原ではまだ比較的に見られる。気候の変動など環境の変化が大きい現在、そうした点を踏まえて調査を行う必要があるのではないか。

《委員長》天然記念物以外にも、他の自治体で設けられているような名木といった指定木の制度もないのか。

《事務局》県が選定した名木100選に町のもが含まれているケースはあるが、町としてそうした制度はない。

《事務局》10年位前、新たに町指定文化財を増やしていこうとする中で、指定のための要項を定めた経緯がある。しかし、その後新指定については停滞してしまっている。ただ今お話のあった天然記念物を含め、今後文化財保護委員会の場で検討していくことも考えていかな

ければならない。文化財を新たに追加していくというのは大変な事であるが、そうした体制作りも課題となっている。

《委員》仙石原湿原の例年の管理など毎年報告を受けるが、記載されているナンバンギセルなどは湿原で昔から見られる植物であり、特記するものでもないと感じてしまう。

《委員長》数量的に減少しているため、記載しているものでないか。あるいはナンバンギセルは目立つ植物のため記載されているものとも考えられるが、今年初めて観察されたということかも知れない。

《事務局》自分が異動して文化財の担当となった当時、指定地となっている湿原が適切に保護されていないと専門家等に指摘される状況であった。そのため、指定されている文化財について、継続的に保護するための現状調査として草刈りを始めたが、これが現在まで続いている。内部でも検討しているが、夏の草刈りは10年程度継続しており、その成果をまとめる段階に来ている。さらに成果をまとめた後、どういう形で対応していくかも検討しなければならない。また、歴史資料についても新指定の候補はあるものの手つかずの状態となっており、そうしたものも踏まえ、今後検討していく課題となっている。

《委員》実際問題として、現在の少人数の体制では困難であり、文化財として全てを把握することは難しいのではないか。仙石原の湿原についても、指定地となっているのはごく一部であり、湿原自体は広大である。端の一部のみ指定となっている点は違和感がある。

《事務局》指定された昭和初期当時、生育する草などの利用の問題から、湿原全体の指定に対し反対の声があったため、状態が良い場所のみ指定されたという経緯があったと聞いている。

《委員》昔は指定地のすぐ近くに寮や家などの建物が建っていた。そうした関係もあったからと思うが、現在はなくなっているため、指定地の範囲については再考する必要があるのではないか。

《事務局》文化財保護法に基づく指定地は一部であるが、湿原全体は自然公園法の特別保護区となっているため制限がかかっている。ただ、仙石原湿原が指定された当時はそうした制度がなかったため、一部の指定に留められたのではないか

《委員長》湿原の周辺が田んぼとなっていたのはいつの時期までか。

《事務局》戦時中か戦後のことであつたと思うが…

《委員》自分が子どものころは田んぼであつた。

《委員長》指定地が一部となつたのは、そうした時代的な事情も考えられる。

(2) 文化財保存活用地域計画と指定文化財の充実との関連性について

《委員》文化財保存活用地域計画作成の点から考えても、指定文化財を増やしていくことは必要である。現在、町の文化財は「点」の状態であるが、それを「線」として繋いでいき、さらには「面」として見せていくためには、指定などにより新しい文化財を加えていかないと、地域・エリアとして繋がりを見せることができない。

個人的には明治時代の新道開発の際作られた擁壁などの工作物も注目している。橋梁などは分かりやすいが、擁壁や石垣なども景観要素として重要であり、将来的に文化財としてどう見せるかという点では意義のあるものである。

マンパワーの問題もあり、こうしたものまで詳細に調査していくことは難しいと思われる。しかし、大まかにでも拾っていくというスタンスにシフトしていくことも、考えていく必要がある。

《委員》委員の話のように、ここにこんな面白い石垣がある、ここにこんな古い木がある、ということを示せば、一般の人にも親しみを持つ文化財となるのではないか。

《事務局》文化財保存活用地域計画についても、おそらくそうした発想から生じたものと思われる。文化財は所有者が管理するというのが原則であるが、将来的に所有者単独で維持ができなくなる時期が来ることが予見されている。そうした流れの中、地域での保護や活用を検討し、住民参加を促して町も含め地域全体で守っていこうという、新たな体制作りが求められている。

《委員》自治体の中でも、部局をまたいで保護や活用を考えなさいということが求められている。教育委員会だけでなく、都市計画課など他の部局と連携した保護の指針についても検討していかなければならない。

《事務局》一般の人たちにも保護に参加してもらう体制づくりが求められており、今後ますます加速していこう。現在策定が進められてい

る箱根旧街道の整備基本計画についても、そうした印象を受けている。

《委員》箱根旧街道と杉並木は江戸期、一方でその後開発された道や沿道の木々を近代と、時代区分を当てはめると、文化財としても完全に分かれてしまう。連続性についても探していくと新たな発見があるのではないか。

《委員長》江戸時代の東海道が通った大磯町では、明治期の別荘建築等の整備が進んでいる。

4 議題3「その他」について

委員・事務局ともに意見等はなかった。

5 閉会

委員長による司会進行の終了後、文化財係長から会議の終了が宣言された。

以上